

九州教区伝道費援助金規則

第1条 九州教区内の第2種教会及び伝道所（以下「教会」とする）のうち、伝道及び教会的活動に経済的困難を抱え、教区の定める教師謝儀基準を満たし得ないものを対象として、この規則による援助を交付することが出来る。この規則による援助金は、援助を受ける教会の伝道の進展に資することをもって、その目的とする。

第2条 この規則による援助金を「伝道費援助金」と称し、その業務を教会協力委員会が担当する。

第3条 この援助金の使途は、次の通りとする。

- (1) 特別伝道礼拝、特別伝道集会、伝道を目的とする講演会ならびに同目的の諸集会。
- (2) 主日礼拝、聖餐式執行の為に招く教師への謝儀。
- (3) その他、伝道あるいは研修・修養を目的とする教会的行為であって、教会協力委員会が適当と認めたもの。

第4条 この規則による援助金は、年度あたり総額120万円を限度とし、教会互助特別会計より支弁する。

- ② この規則による援助金は、申請1教会あたり年額24万円を超えて執行することは出来ない。
- ③ この規則による援助金は、遡って執行することは出来ない。
- ④ 申請教会が多数にのぼる場合や資金に不足を生じた場合を含め、教会協力委員会は対象を選択し、或いは給付額を制限することが出来る。

第5条 この規則による援助金を受給しようとする教会は、所定の申請書に使途と予算を明示して教会協力委員会宛、申請しなければならない。

第6条 この規則による援助金を受給した教会は、所定の報告書に決算額を証する書類を添付して、教会協力委員会宛、所定の期日までに報告しなければならない。

第7条 本規則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

(2010年5月4日教区総会にて制定)